

地域における文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の 記載イメージ例

- 本資料は、既に歴史文化基本構想を策定・運用している市町村から、仮に自らの市町村において、文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画を策定するとした場合、どのような記載事項が必要と考えられるかというイメージを提案いただいたものです。
- 各市町村からは、現在運用している歴史文化基本構想の課題等を踏まえて、計画を策定する場合に考えられる記載事項や、記載事項のポイント等について記載いただいています。
- イメージ例は人口規模を考慮して複数の市町村から提案いただき、自治体名は仮称としました。

**A市(人口 230 万人規模、
文化財担当職員数:学芸員9人、技師2名、一般事務職7人)**

＝計画記載事項＝

参考：A市の歴史文化基本構想「文化財の保存活用の方針」について部分

1 文化財保存活用体制の現況

- (1) 文化財保護体制の変遷
- (2) 現況の文化財保護体制と活動
- (3) 市民活動および施設とその現状

2 文化財保存活用の基本方針

- (1) 指定文化財の取り扱い方針
- (2) 未指定文化財の取り扱い方針

3 分野別方針

- (1) 有形文化財の取り扱いに関する方針
- (2) 無形文化財の取り扱いに関する方針
- (3) 民俗文化財の取り扱いに関する方針
- (4) 記念物の取り扱いに関する方針
- (5) 伝統的建造物群の取り扱いに関する方針
- (6) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

4 周辺環境保全の方針

- (1) 文化財の保存を行うための施設に関する方針
- (2) 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の方針・

5 文化財の防犯・防災に関する方針

- (1) 防災予防計画
- (2) 応急対応計画
- (3) 災害復旧計画

6 文化財の活用の普及啓発と保全の関係性

7 地域の文化財の保存活用の方針

- (1) 大都市 A の文化財のあり方
- (2) 「A を代表する文化財」の保存活用方針
- (3) A の「身近なまちの文化財」の保存活用方針

【ポイント】

・指定文化財と未指定文化財

歴史文化基本構想では、指定・未指定に関わらず取り扱うこととなっているが、補助事業などの裏付けは文化財保護法であり、保護法上の「文化財」を背景とした指定文化財と、「未指定」の文化財の行政的な取り扱いが問題となる。指定文化財、特に「無形」分野のカテゴリーをどのように取り扱うかが、保護行政の運用上問題となる可能性がある。

・文化財と防災に関わる事項

市民の側の取り組みと連動させるためには地域防災計画への記述を進めるべきだが、行政上の課題は「業務継続計画」に即した検討が必要でないか。

「業務継続計画」の条件下では、災害時に実際の現場での対応に職員が当たることはほぼ不可能で、数日から数週間、他自治体からの職員派遣を受け入れるまでのあいだに、被害情報の把握や、受け入れ態勢を整えられるかどうかや、そもそもの被災実態を把握するための文化財リストの管理など、数多くの課題が浮かび上がる。

事前に用意できることと、現場で何を判断しなければならことを想定しておくだけでも大きい。

・滅失文化財の取り扱い

「指定文化財」をはじめ、現況で各自治体の文化財保護部門が管理する文化財のリストは、「現存する」文化財を対象とするリストが中心である。一方で地域の歴史文化を考えるうえでは、過去に存在した建物など、滅失した文化的な価値の高い資産の情報も蓄積していく必要がある。現在、埋蔵文化財については開発などによって滅失する前に発掘調査を進めており記録保存が図られている。建造物等指定して残す案件と、「基本構想」で取り扱った未指定であるけれど地域にとって大切な文化財が失われていく際、指定文化財に準ずる扱いができなくとも、写真記録等を残すなど方策が取れる仕組みを整えていくことを示せるとよい。現況文化財リスト+過去の文化財調査情報に、滅失していく文化財の情報を残していくことを目指す。

・「歴史文化」と「文化財」

策定委員会の席で委員の先生から「私たちが議論してきたのは A 市で育まれてきた文化のはずだが、最終的には文化財の話になってしまった」との意見をいただいた。文化財に限らず地域の「歴史」と「文化」についてもきちんと記述していく必要がある。

B市(人口29万人規模、文化財担当職員数 18 人)
(担当職員:専門職等の常勤職員 10 人、非常勤8人)

＝計画記載事項＝ (B市歴史文化基本構想)

1 歴史文化基本構想について

- ・ 計画策定の目的と背景
- ・ 関連計画との関連

2 文化財保護の概要

(1) 自然・社会的環境

- ・ 自然的環境
- ・ 歴史の概要

(2) 文化財の概要

- ・ 文化財保護の取組み状況
- ・ 歴史的環境と歴史遺産の保全に関する状況

3 文化財総合的(現況)把握調査の概要

(1) 祭礼、年中行事

(2) 主要な地区における文化財調査の概要

4 歴史テーマと関連文化財群

(1) 歴史テーマの内容と 関連文化財群の設定

(2) 関連文化財群の内容

5 歴史文化保存活用計画

(1) 歴史文化保存活用区域の設定

- ・ 設定の目的
- ・ 区域の設定

(2) 歴史文化保存活用計画

- ・ 保存活用の基本方針
- ・ 保存活用の内容
- ・ 文化財保存活用の体制整備

【ポイント】

- ・本市では、平成 28 年度から歴史的風致維持向上計画や日本遺産の取組みに着手しているが、歴史文化基本構想策定以降における事業の連続性に課題があるものと捉えている。
よって、市内での共通認識のもと、事業の連続性を担保するための項目を設ける必要があるとともに、記載する内容についても、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」に整合する内容のものとするのが望ましいと考える。
- ・自然、社会的環境については、市の位置や地形・地質、気象などのほか、人口や土地利用の状況、産業など、策定自治体の状況が判る内容とすべきである。
- ・歴史の概要または関連文化財群の説明の部分に、それぞれの事項で関わりの深い人物を解説・説明すべきである。
- ・保存活用の方針には、具体的な事業計画や事業を推進させるための計画（歴史的風致維持向上計画、日本遺産認定、史跡整備基本計画等）策定や予算措置について明記すべきである。
- ・文化財保存活用の体制整備については、文化財部局とまちづくり部局、観光部局との連携体制を明記すべきである。

C市(人口14万人規模、文化財担当職員数5人)

＝計画記載事項＝

- ・ 策定の背景と目的
- ・ 計画の位置づけと役割（国の法律等との関係性、根拠、自治体基本計画との整合性、他基本計画との連携）
- ・ 文化財、文化等の定義（基本計画で取り扱うべき範囲）
歴史的風致、日本遺産との関係性
- ・ 基本計画の実施・推進体制
- ・ 該当地域の歴史と環境
- ・ 文化財の総合的把握と関連文化財群、歴史文化保存活用区域
- ・ 文化財の保存活用に関する基本方針・方向性
- ・ 文化財の保存活用に関する実施計画・実施事業
- ・ 官民協働の方針・方向性
C市ではC市民遺産制度の運用
- ・ 事業実施に係る財源
補助金等の活用、民間との協働、自治体予算の確保
- ・ 基本計画に関する事業展開と進行管理
観光、商工、農林水産、都市計画、景観計画等との連携
- ・ 基本計画の見直し
- ・ 関連法令、条例、規則等

【ポイント】

- ・ 基本計画の位置づけ（国の法律での根拠、自治体基本計画との整合性）、文化財の定義（特に歴史的風致や日本遺産の取扱い）、文化財に関する基本方針、事業実施体制、事業実施に係る財源は必ず入れるべきと考える。
- ・ 現行の歴史文化基本構想でも補助金等の活用を明記して、予算確保に努めている。
- ・ 今後の文化財をとりまく環境変化を想定すると、観光との連携（国内外への情報発信）、農林水産との連携（食文化の継承）、官民協働（文化財関係者の継承、育成）は必須と考える。
- ・ 現行の歴史文化基本構想では、歴史的風致との関係性や日本遺産については、記載しておらず、取り扱うべき範囲を設定するうえで重要と考える。
- ・ 自治体での位置づけのためにも、国の関連法令、通知等、基本計画を策定及び予算を確保する根拠となるものが必須と考える。

D市(人口7万人規模、文化財担当職員数7人)

＝計画記載事項＝

1 はじめに

- (1) 計画の位置づけと計画期間
- (2) 計画策定の背景と目的・目標
 - ・計画が目指す当該自治体の姿（どのようなまちを目指すのか）が述べる。
- (3) 計画の考え方と展開方向

2 文化財の現状

- (1) 取り扱う文化財の範囲
 - ・文化財の考え方について明確にする。指定文化財、未指定文化財、地域のお宝、関連文化財群等計画対象の範囲を示す必要がある。自治体の判断に任せられるべきと考えるが、計画範囲とした文化財に対して国は支援をおこなう必要がある。
- (2) 文化財の把握調査
 - 1) 調査の方法
 - 2) 調査記録の取扱い
 - 3) 文化財の目録
- (3) 文化財の現状・特性
 - ・必ずしも関連文化財群を予定して記述する必要はないと思う。

3 文化財の保存・活用に関する方針

- (1) 文化財の保存・活用に関する基本理念
 - ・文化財をどのようなものとして捉え（例えば関連文化財群）、保存の考え方（定義）、活用の考え方（定義）を明確にするとともに、当該自治体にとっての文化財の存在意義等をふまえ、目的にむかっただの基本理念を示す。
- (2) 文化財の保存・活用に関する課題
- (3) 文化財の保存・活用に関する方針
 - 1) 文化財の保存・活用に関する全体的な方針
 - ・総合的に把握された文化財をどのように取り扱うのか、変化を許容するのか、はたまた、許容するものとできないものを類別するとか具体的方向性を示す。
 - 2) 調査に関する方針
 - 3) 修理に関する方針

- 4) 整備に関する方針
- 5) 教育に関する方針
 - ・学校、社会教育、生涯学習などとの関係。
- 6) 普及・公開に関する方針
- 7) 情報管理に関する方針
 - ・文化財の目録がどのように管理され、更新され、公開されるか、情報は行政内外でどのように生かされていくのかなどを記述。
- 8) 地域づくりに関する方針
 - ・コミュニティ再生、空き家、介護予防等地域づくりに活用する方針
- 9) 地域振興に関する方針
 - ・観光等地域振興に活用する方針。
 - ・保存・活用というくくりでは保存にも活用にも当てはまるものが多く記述しにくいと思う。また、「活用」とひとくくりにするのではなく、活用を腑分けして記述する必要があると感じる。つまり、何が「活用」か、を明確にするべきと考える。
- 10) 防災に関する方針
- (4) 計画の推進・実施体制
 - 1) 計画の推進・実施体制に関する全体的な方針
 - ・それぞれのセクトとの関係を整理し、社会全体で文化財を支えていくための連携方針を示します。例えば PPP など多くの選択肢を国は示し実現可能となる条件整備を進める必要がある。これがないと机上では連携が可能でも現実的にならない。
 - ・人材育成もここで触れると考えるが、国が社会の中で人材にメリット（たとえば就業等）があるようにしていかないとボランティア等の人材を育成するばかりになりそう。
 - ・国が社会全体で文化財を支える仕組みを例示する必要があると考える。
 - 2) 行政の推進・実施体制に関する方針
 - ・博物館等文化財センターの必置が示されると理想的。
 - ・景観や都市計画、企画部門へ文化財専門職の配置を行うことも有効と考える。
 - 3) 地域の推進・実施体制に関する方針
 - 4) 民間の推進・実施体制に関する方針

4 文化財の保存・活用に関する計画

- ・方針を受け具体的計画を示す。計画期間内で実施することを記す。
 - (1) 調査に関する計画
 - (2) 修理に関する計画
 - (3) 整備に関する計画

- (4) 教育に関する計画
- (5) 普及・公開に関する計画
- (6) 情報管理に関する計画
- (7) 地域づくりに関する計画
- (8) 地域振興に関する計画
- (9) 防災に関する計画

5 計画の実施体制に関する計画

- (1) 行政の推進・実施体制に関する計画
- (2) 地域の推進・実施体制に関する計画
- (3) 民間の推進・実施体制に関する計画
 - ・団体指定、人材育成等の具体的方策などを示す。

6 個別方針

- ・可能であれば文化財群であっても個々の文化財でも文化財ごとの個別計画を作成するに当たり、方針を示しておく。

※全体的に

- ・計画を法定にしたとしても、実効性のための条件整備を実施する必要がある。
- ・連携する民間団体への支援が必要。
- ・何が「保存・活用」かを十分に考え記述できるようにする必要がある。活用は現代、未来における文化財の果たすべき役割とでもいえるかもしれない。保存も、遺跡を例にすれば現地保存から記録保存までグラデーションがあり一口で保存とだけでは済まされないのではないかと思われる。

E市(人口5万人規模、文化財担当職員数2人)

○域内の文化財の悉皆調査を行い、その調査成果を台帳化(全国共通のフォーマット)するとともに公開を義務化する。(将来的には全国のデータベースを構築する。)

→ 悉皆調査を行う人材、体制がない市町村も多く、調査経費の負担も課題。

○歴史文化基本構想における「関連文化財群」と「保存活用区域」の設定を各市町村の文化財保護条例に位置づける。

○「関連文化財群」を構成する文化財は基本的にサインを設置する。

○文化財行政内部に専門職員を配置することを、本計画策定の条件とする。

→ 「関連文化財群」の位置づけは、市町村における登録文化財制度として、現状変更については届出制を導入するが、対象数が飛躍的に増大するために管理が大きな負担となる。

→ 「関連文化財群」の台帳作成や現状変更、サインの設置等は大きな事務量となるため、上記専門職員の配置が必須となる。

○そこで、「保存活用区域」単位で特別交付税や交付金、補助金が支出できる制度設計とすることが求められる。

→ 計画策定によって、行政の財政的負担が大きくなると予想された場合(行政投資による効果が認められない場合)、計画における行政の役割が縮小されたり、場合によっては計画策定そのものが中断することも予想される。

○地区住民や民間団体、市民が文化財に興味と理解を持つためには、サイン整備、文化財マップ、見学会、講座、その他ICTを活用した情報発信と教育の場を設けることが必要である。

→ 行政の役割として、必要な情報発信と教育の場を設けることを計画に明記する。

→ 「関連文化財群」に対する地区住民や民間団体の役割とその責任範囲(日常的な管理など)を計画に明記する。(日常的な管理、現状変更などの届出)

F市(人口5万人規模、文化財担当職員数24人)

＝計画記載事項＝

条例、他の計画等との関係

I. 計画の基調

1. 計確の目的

(地域が取り組むべき方向性などを記述)

2. 計画の名称・範囲・面積

(計画の名称、対象範囲(多くの場合、自治体全域)、面積を記載)

3. 計画の期間

(本計画の期間を記載、概ね10年か)

4. 計画の位置づけ

(上位計画との関係、景観計画、歴まち計画等との関係、文化財個別計画との関係)

○市歴史文化基本条例で定義

II. ○市の歴史文化

1. 歴史文化の現況

(位置、地勢、気候、歴史)

2. 文化遺産の状況

(指定文化財の概要、総合的に把握した文化遺産の分布、特性など)

3. ○市の歴史文化(ストーリー)

○○の歴史文化(○○の城下町とその祭礼)
(ストーリー、主な構成文化財、文化遺産)

△△の歴史文化(△△の生産が生み出した生活と信仰)

(ストーリー、主な構成文化財、文化遺産)

□□の歴史文化(□□文化の花開いた町並みと祭礼)

(ストーリー、主な構成文化財、文化遺産)

.....

(地域又はテーマごとのストーリーとして指定・未指定の文化遺産を網羅する、5～10程度のストーリー、日本遺産がある場合は、日本遺産のストーリーを含める、歴史的風致維持向上計画がある場合は、その「維持すべき歴史的風致」を含める)

日本遺産がある場合は、そのストーリーを含める

歴まち計画がある場合は、同計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」と合わせる

審議会承認事項(変更の必要に応じて承認)

III. 保存と活用の方針

1. 調査・研究に関する措置
(現況、課題、解決の方向性)
2. 修理・整備に関する措置
(現況、課題、解決の方向性)
3. 防災・防犯に関する措置
(現況、課題、解決の方向性)
4. 普及啓発・教育に関する措置
(現況、課題、解決の方向性)
5. 環境及び文化遺産群の保全に関する措置
(未指定文化財等を含む値域の環境の現況、課題、解決の方向性)

歴まち計画がある場合は、「文化財の保存又は活用に関する事項」を含んだ内容とする

日本遺産がある場合は、活用計画を含んだ内容とする

IV. 保存と活用の推進・連携

1. 推進・連携の枠組
(本計画の推進体制→国・県・市の関係、文化財部門の位置づけと他の関連部署との関係、行政と所有者(管理責任者・管理団体含む)・市民・推進・支援団体等との関係)
2. 計画の推進体制
(審議会・協議会の位置づけと本計画での所掌事項)
3. 取組みの推進体制
(民間の推進・支援法人の位置づけと役割、文化遺産コーディネーター(仮称・旧文化財保護指導員を発展させるイメージ)、ヘリテージマネージャーの位置づけと役割)

○市歴史文化基本条例で担保

歴まち計画がある場合は、「歴風維持向上施設の整備又は管理に関する事項」、「その他、歴風維持向上に資する事項」を含める／日本遺産がある場合は、活用計画を含める

V. 保存と活用の内容

1. 取組みの方針
(本計画期間内の取組みの目標とその将来像)
2. 取組み内容
(行政 調査・修理・整備・啓発活動など／民間 修理・行事・活動など)

附

- ・ 取組みの報告と評価 (○年度)
(各年度の「V. 取組み内容」の報告と評価→協議会へ、毎年度分を付加していく＝年俵)
- ・ 図、表
(範囲図(指定文化財等の分布図を兼ねる)、指定文化財等の一覧、審議会委員リスト、協議会メンバーリスト)

歴まち計画がある場合は、「進捗評価」と兼用できる

協議会協議事項(毎年又は隔年で協議・見直し)

【ポイント】

- これまでの各文化財の保存管理計画等の上につくられる計画として、単純にまとめだけを記載する屋上屋を架すような計画であっては形骸化する。→計画の運用を制度や仕組みとして組み込んでおかないと、まず、多くの自治体は動かない。
- 動かす体制として、審議会・協議会の法定化など、文化財担当職員の位置づけの法定化などが必要。→法定化されることで、はじめて業務として組み込める。
- ○市の総合的な文化財の保存と活用の総合的な計画の部分と具体的な事業や取組みの計画の部分の両方が必要だが、一方で、前者は文化財の価値を保ち、継続的な取組み（中立性と継続性）を担保する必要がある、後者は民間や関係機関と連携して、計画的に進めていく仕組み（スピードとネットワーク）となるよう配慮する必要がある
- すでに運用されている歴史的風致維持向上計画や日本遺産と齟齬があったり、かぶったりすることがなく、むしろこれらを包含し、一体的な計画とその運用となるよう配慮する必要がある。→限られたスタッフと予算が分散されるのではなく集中することが必要。
- なお、全ての自治体にこの内容を求めることは難しく、本資料では策定後に国の認定を受けるような自治体を想定している。

**G町(人口1万5千人規模、
文化財担当職員数8人・うち専門職(学芸資格保持者)3人)**

【全般】

- ・近年の文化財活用のブームやウェーブは文化財には追い風ともなろうが、安易な商品化等の危険性もはらんでいる。
- ・文化財は市町村において数と質(ランク)が千差万別である。
- ・その扱いはそれらに大きく左右され、活用の有無大小で変わる。
- ・また財政の問題も保存活用に直結する。
- ・歴史文化基本構想事業の補助金制度を確立していただきたい。

【計画記載事項へのコメント】

テーマタイトルの設定

- ・その地域を表現するテーマ設定が必要。
- ・しかし合併した市町村を1つのトーンにするのはなかなか容易でない。
- ・テーマを設ければ何かが捨象されかえって矮小化することもある。

保存・活用のために必要な措置

- ・補助率のアップをお願いしたい。

文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

- ・自治体行政内部における体制の確立。
- ・専門職員の適正な配置。
- ・上記は普遍的担保として明記してほしい。

その他

- ・外部の大学や研究機関などとの連携。調査以来の関係、あるいは今後の調査に向けた関係などを記載すべきである。
- ・そういった官学連携に対する予算的支援もお願いしたい。

【H市・G町の歴史文化基本構想記載事項を踏まえたコメント】

※特に重要な点を、『H市・G町歴史文化基本構想』目次から抜粋して付記

※G町は、隣接するH市と共同で歴史文化基本構想を策定している。

I. 域内の多様な文化財の保存・活用のための基本方針

【H市、G町の概要】より

・H市、G町の沿革と歴史・文化の特性

→当市町は、2つの市町にまたがっているということもあるが、地域の特性については、入念な事前調査が必要で、「この地域にしかない」特性についてもれなく触れる必要がある。それがはっきりしていないと、没個性的な歴史文化基本構想となってしまうので、重点を置くべきである。

・上位計画、関連計画の状況

→通常、歴史文化基本構想策定前に、各市町の総合計画や、伝建地区の計画などが複数次にわたって策定されているはずであり、そこに歴史文化に係る項目があるのであれば、本構想と矛盾なく、発展的に昇華されるものでなければならない。過去の構想がどこまで達成されており、これから何を追加すればよいのか、という分析の上でまとめる必要がある。

【域内の文化財の現状と課題】より

・文化財の現状と特質

→当市町は、「文化財総合的把握モデル事業調査（平成20～22年度）」の実施で未発掘の文化財や文化財に対する社会的認識の向上に努めたが、「文化財行政は地域性格（社会的認識の差）を反映する」ということが確かめられた。ある文化財が他地域では顧みられない、といったこともあるので、域内での統一的な基準が必要である。

→当市町は、文化財種別の多様性・歴史的多層性が他地域に比べて高く、後述する関連文化財群設定の際に困難を極めた。これは嬉しい悲鳴かもしれないが、文化財本体がそのような状況なので、関連する住民活動団体、地域公民館活動等、学校関係事業、企業関係事業、文化財関連施設等も対応して多種多様となっており、その悉皆的な把握も必要である。

・文化財の保存・活用の課題

→保存の課題は、当市町は「都市部でないことによる課題」といえ、今後の市街地化の進行や逆に農村部の過疎化という2方向に進む弊害がある。地域ごとの特性が出やすく、独自性について明記が必要な個所である。できればその対策まで講じられるとよい。さらに進めて、国から保存の課題対策のための補助事業までが提示されると、なおよい。

→活用の課題は、国の観光活用方針が近年強くなっているが（当市町も日本遺産認定されている）、安易な観光目的化ではなく、地域独自の課題のあぶり出しが必要である。

【文化財の保存・活用のための基本理念】より

・ 3つの基本理念

→基本理念は、これまで見てきた地域特性や現状の把握ができれば、おのずと定まるものだが、自治体政策部門のコンセンサスの得られるものである必要がある（総合計画等との整合性の確保）。

・ 本計画で扱う計画対象（文化財）

→当市町でも、この計画対象を固めるのに非常に時間をかけた。文化財以外の対象物件や、関連性が高いので間接的に計画に関わる物件などを網羅した上での図表化が必要だった。

II. 「歴史文化基本構想」及び「歴史文化保存活用区域」

・ 計画テーマ

→当市町では計画テーマは「御食国Gの継承、そして発展ーGの文化食にありー」と一つにまとめたが、この前段に「歴史文化形成の基礎」、計画テーマの先に「展開」として、複数のテーマがチャート式に連続している。当市町は「多種多様な文化財が多層にわたって保存されている」地域的特性として、致し方がなかったが、できるだけわかりやすい表現・表記に集約すべきである。

・ 関連文化財群の設定

・ 関連文化財群

→計画テーマ同様、こちらも当市町では繁雑を極め、関連文化財群は5つ、そこからさらに複数の項目がぶら下がるトーナメント表のような、極めて複雑な体系図となった。関連文化財群には、地域個性が出やすいので、妥協せず、ありのままを表現すべきである。

・ 計画区域の範囲設定の考え方

・ 歴史文化保存活用区域の設定

→例えば、伝建地区であれば、物理的範囲が決定しやすく、民俗文化であれば、物理的範囲は広域となる（ほぼ全域となることも）。当市町も5つの関連文化財群ごとに区域設定を行っているが、地図自体のスケールを変えなければいけない程、隔たりが大きい。地域特性に合わせて区域設定には柔軟な方針が必要である。色分け、凡例分けなど、図表化に工夫とセンス

が必要であり、場合によっては地図にアニメーションを加えた立体的な表現も欲しいところである。

Ⅲ. 文化財を保存・活用するための体制整備の方策

- ・協働（パートナーシップ）による文化財の保存と活用の推進
 - 文化財保護行政には「住民協働」という視点がこれまで欠けていたが、伝建地区を中心に、必須の項目となりつつある。それを踏まえると、住民が直接関与していないか、関与の薄い文化財群（特に考古資料や自然名勝など）は、ゼロから保存活用システムを立ち上げる必要がある。当市町でもその項目を設けている。

- ・歴史文化基本構想実現に向けた文化財の保存と活用の手順
 - 抽象的な文句が並んでしまいやすい項目である。当市町の場合、多種類の文化財ごとの保存活用段階に格差があったため、具体的な例示のない項目となっている。先進的な分野については、成功事例のモデルケース化を行い、わかりやすく紹介することも必要である。

1町(人口8千人規模、文化財担当職員5人)

●は重要事項

【把握調査を踏まえた文化財の現状・特性】

- 文化財の特性を考える上で、関連文化財群や保存活用区域の設定の考え方は、文化財を他の文化財と関連付けて保存や活用を図る上で重要となる。また、それが「歴史的風致維持向上計画」の策定や「日本遺産」、「歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業」へつながっていくことから、設定を必須化すべきである。なお、新たな価値が発見された場合には、逐次変更をしていくことも検討すべきである。
- 人口減少や集落崩壊という現状がある中で、すべての文化財を残すことは困難であり、将来的にどの文化財を残していくかを判断することとなる。その際に、関連文化財群や保存活用区域という考え方が有効となる。
- 歴史的風致維持向上計画における「重点区域」は、保存活用区域の一つが選ばれるべきであるし、将来的に国による重点支援エリアとなることが望ましい。関連文化財群については、日本遺産のシリアル型や広域観光周遊ルートなど県や市町を越えて連携した取り組みへとつながっていくことが期待される。

【文化財の保存・活用の基本方針】

- 関連文化財群や保存活用区域ごとに「取り組みの方針」を定め、その中からさらに具体的なプロジェクトを設定することは、文化財の保存のための優先度を定めたり、歴史的風致維持向上計画における「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業」での対象事業を決定したりする際に有効となる。
- 計画においては、保存・活用を図る上で必要となる財源（保存や活用についての各種補助制度の活用）について、現状を把握しておくことが望ましい。今後、指定文化財を対象とした保存・修理、整備事業だけでなく、「歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業」や国土交通省の社会資本整備交付金や各種補助金等の活用を視野にいたった計画づくりも必要となる。

【保存・活用のために必要な措置】

- 計画の中では、文化財の「保存」のために必要な措置として「調査」の具体的方針を示すことは良いと思うが、「修理」の実施方針までを示すのはいかがなものか。別途「整備基本構想」や「整備計画」等において現状や課題を検討した上で示せば良い。また、「活用」についても「保存活用計画」や「事業計画」などで具体的に示す必要がある。
- 文化財における保存と活用は表裏一体のものであるが、考え方が大きく異なっており、有効の機能していないのが実態である。「保存」と「活用」をまず

分けて、関連する部署や関係者と連携・協力のあり方、それぞれの役割を明確にした上で、接点を見出す努力が必要である。

(例)

[保存]に必要な措置・・・文化財の適正な維持管理、将来の整備計画の策定、開発からの阻止、周辺景観の保全、パトロールの実施、パートナーシップ構築など（→文化財、景観、土木、環境担当など）

[活用]に必要な措置・・・文化財の本質的価値の明確化、教育素材としての提供、地域振興や観光素材としての内容充実、民間への委託など（→教育、観光、地域振興担当など）

【人材育成】

- 文化財の保存・活用を推進するための体制整備については、重要事項ではあることは間違いないが、それ以上重要なのが文化財の適切なマネジメント（事務面、技術面）の実施である。マネジメントが適切に実施できる「行政職員」の存在無しに、保存や活用、民間への委託はありえない。行政として専門職員の早期育成が課題である。マネジメントができなくなった途端に、すべての計画・事業がストップする恐れがある。

[事務面]・・・国・県との相談や調整、保護審議会の運営、適切な事務執行（予算、計画、現状変更、指定、補助申請など）、各分野の専門職員を統括する能力など

[技術面]・・・設計や施工業者との調整、技術的支援者の協力による合意形成、適切な調査の実施、専門委員会の運営など、

- 文化財は、所有者はもちろんのこと「地域で守り活かす」ことを前提とし、文化財担当者が中心となって公民館や地元歴史の会等と連携して総合的把握の継続的实施とパトロールの実践、定期的な学習会の開催、清掃活動、まち歩きなどを実施することが重要である。そのような活動を通じて日ごろから文化財に親しむことで地域ごとに人材を育成していく必要がある。

【体制整備の方針】

- 計画推進のための体制整備については、関係する部局との「連携」が必須であるが、行政内部において計画を総合的に推進するためのキーマンの存在が重要となる。文化財の知識をある程度理解しつつ、土木部門、経済部門、地域振興部門などをトータル的に動かせる人材が必要である（文化財部門を町長部局に移行することも検討）。
- 文化財の適切な保存のため、日常的なパトロールや非常時の対応にかかる実施方針、さらには災害発生時の対応方針などについて、文化財の所有者、行政、地域、それぞれの役割を明確にして記載することが必要。そのためにも、日ごろからの連携体制の確立が重要となる。